

北本市既存木造住宅耐震化事業補助金交付要綱

(目的)

第1条 この告示は、北本市住宅・建築物耐震改修促進計画に基づき、市内に存する木造住宅（以下「既存木造住宅」という。）の耐震診断、耐震改修計画又は耐震改修工事を行う者に対し、その経費の一部を予算の範囲内で補助することにより、既存木造住宅の耐震化を促進し、地震に強いまちづくりを推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 耐震診断 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定による登録を受けた建築士事務所に属する建築士（同法第2条第1項に規定する建築士をいう。以下同じ。）が、同法第3条から第3条の3までの規定により設計又は工事監理ができることとされた木造住宅について、次に掲げる方法により、地震に対する安全性に関し評価を行うことをいう。

ア 一般財団法人日本建築防災協会が作成した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法又は精密診断法

イ 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示第184号）別添の「建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項」第1に規定する耐震診断の方法と同等であると認められる耐震診断の方法

(2) 耐震改修計画 耐震診断により上部構造評点（一般財団法人日本建築防災協会が作成した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に定める一般診断法による上部構造評点をいう。以下同じ。）が1.0未満である建築物又は基礎が安全でないと診断された建築物について、上部構造評点が1.0以上及び基礎が安全となるよう改修するに当たり建築士が策定する計画をいう。

(3) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として、耐震改

修計画に基づいて、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は同法第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者が行う建築物の改修工事をいう。

（補助対象建築物）

第3条 補助の対象となる建築物（以下「補助対象建築物」という。）は、地階を除く階数が2以下の既存木造住宅であって、昭和56年5月31日以前の建築確認（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第1項の規定による確認をいう。）に基づき着工された在来軸組構法及び枠組壁構法による一戸建ての住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満のものに限る。）を含む。）とする。ただし、建築基準法に明らかに違反した建築物は対象としない。

（補助対象事業）

第4条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるものとする。

- (1) 耐震診断
- (2) 耐震改修計画
- (3) 耐震改修工事（当該耐震改修工事に要する費用が400,000円以上のものに限る。）

（補助金の額）

第5条 耐震診断又は耐震改修計画の補助金の額は、耐震診断又は耐震改修計画を行った補助対象建築物1戸につき、当該耐震診断又は耐震改修計画に要する費用に2分の1を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とし、50,000円を上限とする。

2 耐震改修工事の補助金の額は、耐震改修工事を行った補助対象建築物1戸につき、当該耐震改修工事に要した額に100分の23を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てた額）とし、400,000円を上限とする。

（補助対象者）

第6条 補助の対象となる者は、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助対象建築物の所有権を有している者（法人を除く。以下「所有者」という。）又は所有者の2親等以内の親族であること。
- (2) 補助対象建築物に居住している者（耐震改修工事を行う場合にあっては居住することを予定している者を含む。）であること。

2 前項の規定にかかわらず、申請者又は所有者に交付の決定時点において市税の滞納がある場合は、補助の対象としない。

（補助金を受けることができる回数）

第7条 補助を受けることができる回数は、建築物1戸に対して、それぞれの補助対象事業ごとに1回とする。

（交付申請）

第8条 補助を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、それぞれ当該事業の開始前に、補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 耐震診断 次のアからオまで（所有者の2親等以内の親族が申請を行う場合又は補助対象建築物の所有者が複数いる場合にあってはアからカまで）に掲げる書類

ア 付近見取り図、配置図及び平面図

イ 補助対象建築物に係る建築確認通知書又は所在地、所有者及び建築年次を確認することができる書類

ウ 受給資格確認同意書（様式第2号）

エ 補助対象事業を行う者の建築士免許証の写し

オ 補助対象事業に要する費用についての見積書の写し

カ 補助対象事業実施承諾書（様式第3号）

- (2) 耐震改修計画 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める書類

ア 耐震診断に引き続き耐震改修計画を行う場合 次の掲げる書類

(7) 前号エ及びオに掲げる書類

(i) 耐震診断報告書又はそれに代わるもの

イ アに規定する場合以外の場合 次の(7)及び(i)（所有者の2親等

以内の親族が申請を行う場合又は補助対象建築物の所有者が複数
いる場合にあつては、(7)から(7)まで) に掲げる書類

(7) 前号アからオまでに掲げる書類

(4) ア(4)に掲げる書類

(7) 前号カに掲げる書類

(3) 耐震改修工事 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞ
れ当該ア又はイに定める書類

ア 耐震改修計画に引き続き耐震改修工事を行う場合 次に掲げる
書類

(7) 第1号エに掲げる書類

(4) 耐震改修工事の設計図

(7) 耐震改修を実施した場合に得られる耐震診断結果に関する
書類

(5) 耐震改修工事に要する費用の内訳書(様式第4号)を内訳と
した見積書の写し

イ アに規定する場合以外の場合 次の(7)及び(4)(所有者の2親等
以内の親族が申請を行う場合又は補助対象建築物の所有者が複数
いる場合にあつては、(7)から(7)まで) に掲げる書類

(7) 第1号アからエまでに掲げる書類

(4) ア(4)から(5)までに掲げる書類

(7) 第1号カに掲げる書類

2 前項に掲げる書類のほか、代理人が申請する場合にあつては、委任
状を申請書に添付しなければならない。

(交付決定)

第9条 市長は、前条の申請があつたときは、申請書類の内容を審査の
上、審査結果を補助金交付決定通知書(様式第5号)により申請者に
通知するものとする。

(申請内容の変更及び取りやめ)

第10条 前条の通知を受けた申請者(以下「補助事業者」という。)
は、申請の内容を変更しようとするときは、申請内容変更届(様式第
6号)に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければな

らない。

- 2 補助事業者は、補助対象事業を取りやめるときは、補助対象事業取りやめ届（様式第7号）を速やかに市長に提出しなければならない。
（耐震改修工事の中間検査）

第11条 補助事業者は、耐震改修工事における工程が次の各号に掲げる改修箇所の区分に応じ、当該各号に定める工程に達したときは、中間検査申請書（様式第8号）を市長に提出し、市長による中間検査（以下「中間検査」という。）を受けなければならない。

- ア 壁 筋交いの設置又は合板貼りの施工
- イ 基礎 配筋

- 2 中間検査は、当該耐震改修工事に係る耐震改修計画をした建築士が行う検査の後に行うものとする。
- 3 市長は、中間検査を実施した場合において、当該耐震改修が適切に行われていないと認めるときは、補助事業者に対し、耐震改修工事を適切に実施するよう命ずることができる。

（完了実績報告）

第12条 補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、速やかに補助対象事業完了報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 耐震診断 次に掲げる書類

- ア 耐震診断報告書
- イ 現地調査の状況を示す外部写真、内部写真及び接合部写真
- ウ 契約書及び領収書の写し

(2) 耐震改修計画 次に掲げる書類

- ア 耐震改修計画
- イ 当該耐震改修を実施した場合に得られる耐震診断結果に関して記載した書類
- ウ 契約書及び領収書の写し

(3) 耐震改修工事 次のア及びイ（補助対象建築物に居住することを予定している者が申請を行った場合にあつては、アからウまで）に

掲げる書類

ア 耐震改修工事の施工前、施工中及び施工後における施工箇所の写真

イ 契約書及び領収書の写し

ウ 住民票

2 前項の補助事業完了報告書の提出期限は、補助金の交付の決定があった日の属する年度の1月31日までとする。

(耐震診断結果に基づく勧告)

第13条 市長は、耐震診断の総合評点が1.0未満と診断された補助事業者に対し、地震に対して安全な構造となる耐震改修工事を行うよう、耐震診断結果に基づく勧告書(様式第10号)により勧告するものとする。

(交付金額の確定)

第14条 市長は、第12条第1項の規定による報告を受けた場合は、その内容を審査し、適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第11号)により、当該報告を行った者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第15条 前条の通知書を受けた者は、補助金交付請求書(様式第12号)に当該通知書の写しを添えて、市長に請求するものとする。

2 前項の請求書の提出期限は、前条の規定による通知を受けた日から起算して30日を経過する日又は当該通知をした日の属する年度の3月10日のいずれか早い日までとする。

(補助金の交付)

第16条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、その内容を審査した上、補助金を交付するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認められたときは、補助金の交付の決定を取消し、又は既に交付された補助金の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(規則の適用)

第18条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付については、北本市補助金等の交付に関する規則（昭和63年規則第19号）の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。